

**定期試験**（2004 年 7 月 27 日実施）**解説**

2004.08.01. 佐藤

**試験問題**

以下の から の新聞記事の中から二つを選び、それぞれ次の点につき答えなさい。

1. 記事において問題となっている労働法上の論点
2. その論点の前提となる法状況の説明
3. その論点に関する諸説
4. その論点に関する自らの見解

注意：1. いずれの記事を選択したのかを明記すること。

2. 二題の解答がないと解答とは認めない。一題の解答のみではそもそも解答とは扱わない。
3. 二題の解答の順序は問わない。
4. 出題への解答に直接関係のない事項を記入した場合には、答案を無効と扱う。
5. 設問 1～4 をこの順番で解答する必要はないが、全体として論旨が通っている必要がある。
6. 採点基準（各問 5 0 点満点、合計 1 0 0 点満点で採点する）
  - a) 設問の 1. から 4. の項目毎に、基本的には X の三段階評価を行う。
  - b) 必要なことが述べられている場合に 1 0 点。不十分にしか述べられていない場合に 5 点。  
何も述べられていない場合、ないし関係ないことを述べている場合で、0 点。
  - c) さらに、独創的な考えがみられた場合には、各問共に 10 点の範囲で追加点をつける。

**．全体的解説**

1) 試験と日常学習

日常学習ができていれば、試験もできます。逆に、それができていないと、試験直前に詰め込んでも効果はありません。毎回の講義の自己点検を生かしてください。

2) 解答の形式について：

文章を書く際には論理的文章を書く必要があります。感想文は回答とはなりません。設問として 1 から 4 を挙げておいたのは、論理的文章を書く際に必要な要素だからです。したがって、1 から 4 の解答順は、論理的文章を書く際にもっとも書きやすいパターンです。私以外の講義での論述式の試験問題の答え方、ゼミ論文の書き方等、文章作成すべてについて当てはまるパターンですから、文章の書き方の訓練だと思ってください。

3) 個別解答項目について：

1. 問題文をそのまま書き写しても回答にはなりません。
2. 論点とは、何が問題であるのかがわかるように提示する必要があります。「～の問題」とか、「～について」などのように、何かわかったような感じがするでしょうが、実は何を言っているのかさっぱりわからないようなものは論点を提示したことになりません。
3. 説明とは事実関係の説明がすべて該当します。法規定の説明、司法判断の説明など。
4. 諸説とは、当事者の主張のことでありません。当事者の主張の是非を判断するための判断基準についての、いくつかの見解のことです。
5. 諸説は相互排他的ですので諸説が両立はしません。
6. したがって自説とは、いかなる判断基準を採用するかの見解です。決して当該事案について原告・被告のいずれが勝訴するかの問題ではありません。ある判断基準を採用したからといって、ケースによって原告が勝ったり被告が勝ったりします。わずかの新聞記事から事実関係がわかるわけではありませんので、どちらが勝訴するかの判断は不可能です。
7. 自説を主張するためには、その根拠が必要です。

## ・個別事例毎の解説

### 北教組事件

朝日新聞 2003 年 04 月 17 日

北海道教職員組合（北教組）が人事院勧告（人勧）などの完全実施を求めた 82 年と 83 年の計 3 回のストライキをめぐり、懲戒処分を受けた組合幹部 12 人が道教委に処分の取り消しを求めた訴訟の控訴審判決が 17 日、札幌高裁であった。坂本慶一裁判長は「処分でも最も軽い戒告である点などから、著しく妥当性を欠き、裁量権を乱用したとは認められない」として、処分の取り消しを命じた一審の札幌地裁判決を取り消し、請求を棄却する逆転判決を言い渡した。国と各都道府県は 82 年に人勧を凍結。83 年には一部のみ実施した。日教組は全国規模のストで対抗し、北教組も 2 時間の時限ストをした。一審判決後、道人事委員会は原告への処分を減給 6 カ月から戒告に変更し、軽くしている。

#### 1. 論点

- 1) 要点：公務員へのストライキ禁止は合憲か否か
- 2) 採点基準：ストライキ禁止の是非の趣旨を提示するのみであれば、法的議論として文章で説明していれば、

#### 2. 法状況

- 1) 要点：憲法 28 条による労働三権保障、公務員法による争議権否認、裁判例
- 2) 採点基準：項目の提示のみでは、。おおむね正確に説明できていれば、

#### 3. 諸説

- 1) 要点：違憲論、合憲的限定解釈論（比較考量論）、財政民主主義論
- 2) 採点基準：説の提示のみでは、。各説の内容をおおむね正確に提示していれば、

#### 4. 自説

- 1) 要点：自らの立場を選択することが最低限必要
- 2) 採点基準：立場を選択していれば、。説得的な理由付けができていれば、

### J R 東海事件

朝日新聞 2004 年 01 月 20 日

労組事務所用の部屋を提供しないのは不当労働行為だとして、J R 東海の労組の一つジェイアール東海労働組合（約 800 人）と同労組の新幹線関西地方本部が同社に約 1400 万円の損害賠償を求めた訴訟で、大阪地裁（小佐田潔裁判長）は 19 日、別の組合に部屋を提供していることなどを理由に同社に 110 万円の支払いを命じた。判決によると、91 年から同社は同地本から事務所の提供を求められていたが、「場所がない」と拒否。

#### 1. 論点

- 1) 要点：便宜供与を受ける権利を有するか否か
- 2) 採点基準：便宜供与を巡る問題といった趣旨を提示するのみであれば、法的議論として文章で説明していれば、

#### 2. 法状況

- 1) 要点：労働組合法規定 権利性についての明文規定はない 法解釈へ使用者の財産権（施設管理権）、団結権
- 2) 採点基準：項目の提示のみでは、。おおむね正確に説明できていれば、

#### 3. 諸説

- 1) 要点：組合保障論、労使合意論
- 2) 採点基準：説の提示のみでは、。各説の内容をおおむね正確に提示していれば、

#### 4. 自説

- 1) 要点：自らの立場を選択することが最低限必要
- 2) 採点基準：立場を選択していれば、。説得的な理由付けができていれば、

## 中日新聞事件

毎日新聞 2001年03月23日

新聞労連と東京新聞労組などは22日、中日新聞社の小山勇副社長が個人的に森喜朗首相の関連政治団体に分散して計300万円を献金していたことに対し、同社が団体交渉の場で献金についての見解を明らかにしないのは不当労働行為に当たるとして、団交に応じることなどを求めて東京都地労委に救済を申し立てた。申立書などによると、小山氏は一昨年10月に森首相の資金管理団体「春風会」と、政治団体「大樹会」「近代政経研究会」の計3団体に100万円ずつ献金していた。東京新聞労組は、3団体の所在地が一緒であることから、脱法行為だとして同社に計7回、団交の場での説明を求めた。しかし、同社は「団交の議題にふさわしくない」と説明を拒否しているという。

### 1. 論点

- 1) 要点：法的に正当な団体交渉の交渉事項
- 2) 採点基準：交渉事項の趣旨を提示するのみであれば、法的議論として文章で説明していれば、

### 2. 法状況

- 1) 要点：法的正当性の要件（当事者、担当者、対象事項、交渉態様） 裁判例
- 2) 採点基準：項目の提示のみでは、。おおむね正確に説明できていれば、

### 3. 諸説

- 1) 要点：経営事項は対象外論、労働条件に直接関係するならば対象事項論  
労働内容・雇用保障への関心からであれば対象事項
- 2) 採点基準：説の提示のみでは、。内容をおおむね正確に提示していれば、

### 4. 自説

- 1) 要点：自らの立場を選択することが最低限必要
- 2) 採点基準：立場を選択していれば、。説得的な理由付けができていれば、

## 靱鉄道事件

中国新聞 2002年02月16日

広島県東部で路線バスなどを運行する靱鉄道（福山市）の労働組合・私鉄中国地方労働組靱鉄道支部の組合員三人が、希望退職に応じなかった五十六～五十九歳の基本給を減額する労働協約は「年齢差別で無効」などとして、会社側に元の基本給と減額後の基本給の差額の支払いなどを求めた訴訟の判決が十五日、広島地裁福山支部であった。原告側は、希望退職に応じなかった五十六歳以上の基本給を30%減とする一九九七年の労働協約について「年齢のみを理由とする差別。合理的理由はなく無効だ」などと主張。会社側は厳しい経営実態を強調し、「六十歳定年時に一括払いする退職金を、各年度で分割支払いするなど、代替措置を講じている」などとしていた。

### 1. 論点

- 1) 要点：有利原則の可否
- 2) 採点基準：有利原則の可否の趣旨を提示するのみであれば、法的議論として文章で説明していれば、

### 2. 法状況

- 1) 要点：労働協約の規範的効力、有利原則の説明、労働組合の組織形態
- 2) 採点基準：項目の提示のみでは、。おおむね正確に説明できていれば、

### 3. 諸説

- 1) 要点：両面的強行性説（有利原則否定説） 片面的強行性説（有利原則肯定説）
- 2) 採点基準：説の提示のみでは、。各説の内容をおおむね正確に提示していれば、

### 4. 自説

- 1) 要点：自らの立場を選択することが最低限必要
- 2) 採点基準：立場を選択していれば、。説得的な理由付けができていれば、

## プロ野球代理人交渉事件

日刊スポーツ 2000 年 11 月 09 日

「渡辺発言」が国会審議にかけられた。午後 4 時すぎから、衆院労働委員会で質問に立った共産党大森猛議員が「渡辺巨人軍オーナーの不当労働行為予告発言」について、労働省および吉川芳男労相（69）の見解を求めた。大森議員は、渡辺オーナーの「代理人を連れてきたら（年俵を）カットしろと言う。嫌なら辞めればいい」などの発言について、不当労働行為の意思を表明していると指摘。労働省は労組プロ野球選手会（会長＝ヤクルト古田）にも連絡を入れ、代理人制度の合意事項、協約の有無などを確認。代理人制度は当事者間の口頭で合意、議事録で認証したもの。

### 1. 論点

- 1) 要点：使用者の言論の自由と不当労働行為
- 2) 採点基準：使用者の言論の自由、の趣旨を提示するのみであれば、法的議論として文章で説明していれば、

### 2. 法状況

- 1) 要点：不当労働行為制度、支配介入の禁止
- 2) 採点基準：項目の提示のみでは、。おおむね正確に説明できていれば、

### 3. 諸説

- 1) 要点：プラスファクター必要説、不要説、折衷説
- 2) 採点基準：説の提示のみでは、。各説の内容をおおむね正確に提示していれば、

### 4. 自説

- 1) 要点：自らの立場を選択することが最低限必要
- 2) 採点基準：立場を選択していれば、。説得的な理由付けができていれば、

### 5. 追加点

## . 合格率：95%

1. 1名の不合格者が発生しました。昨年は、全員合格であっただけに残念です。
2. 合格者内でのA+、A、B、C評価は、目安とされている比率にしたがって成績上位者から機械的に割り振りました。
3. 試験に関する質問等も、いつもと同じように、私まで ([satokei@law.ritsumeai.ac.jp](mailto:satokei@law.ritsumeai.ac.jp)) メールで行うこと。